

○八幡市障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金交付要綱

平成18年5月24日告示第57号

改正

平成21年4月1日告示第33号

平成23年2月22日告示第7号

平成24年6月28日告示第44号

平成25年2月12日告示第3号

平成25年3月29日告示第19号

八幡市障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児の自立と福祉の増進を図ることを目的として、障害者又は障害児の保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき負担する障害者福祉サービスの利用等に要する費用又は施設入所した知的障害者又は知的障害児の保護者が別表に定める医療保険各法に基づき負担する医療費を助成するため、当該障害者又は障害児の保護者に対し障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者等)

第2条 補助金の補助区分、対象者及び基準額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の対象者は、本市に住所を有する者とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、法に基づく介護給付費等の支給申請書等を提出した者については、補助金の交付申請があったものとみなす。

(決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、審査のうえ、交付の適否及び交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月24日から施行し、平成18年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、別表2の項及びに5の項(2)の目に掲げる事業については、平成18年10月1日から適用する。

2 適用日前に、法に基づく介護給付費等の支給申請書等を提出した者については、適用日に第3条の規定による申請があったものとみなす。

附 則(平成21年4月1日告示第33号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月22日告示第7号)

この要綱は、平成23年2月22日から施行し、改正後の八幡市障害者サービス等利用支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成24年6月28日告示第44号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年2月12日告示第3号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第19号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

| 補助区分 | 対象者 | 基準額 |
|-------|----------------|----------------------|
| 1 補装具 | 補装具のサービス(身体機能) | 法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合 |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| <p>費利用者負担緩和事業</p> | <p>を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用する義肢、装具、車椅子等で厚生労働省令で定める基準に該当するものの購入又は修理をいう。以下同じ。)の利用に關し負担を要する者(基準額の欄に掲げる者に限る。)</p> | <p>的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)に基づく負担月額と次に掲げるサービス利用者の区分に応じ定める額との差額</p> <p>(1) <u>市民税課税世帯</u>のうち、政令第43条の2第2項に規定する所得割の額が16万円未満の者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児の保護者 18,600円</p> <p>(2) <u>市民税課税世帯</u>のうち(1)以外の者 37,200円</p> |
| <p>2 自立支援医療利用者負担緩和事業</p> | <p>政令で定める自立支援医療の給付に關し負担を要する者(基準額の欄に掲げる者に限る。)</p> | <p>(1) 更生医療及び育成医療 法及び政令に基づく負担月額と次に掲げる更生医療又は育成医療の給付を受ける者の区分に応じ定める額との差額</p> <p>(2) 精神通院医療 法及び政令に基づく負担月額と次に掲げる精神通院医療の給付を受ける者の区分に応じ定める額との差額の2分の1の額</p> <p>ア <u>市民税非課税世帯</u>のうち、利用者本人の年収が80万円以下の収入区分に属する者及び重度障害者(障害の程度が国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の2に規定する障害等級の1級に該当し、同法に基づく障害基礎年金を受給している者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当を受給している者で、これら以外の公的年金等(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項に規定する公的年金たる給付及び国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第4条の8に規定する年金をいう。)を受給していないものをいう。) 1,250円</p> <p>イ <u>市民税非課税世帯</u>のうちア以外の収入区分に属する者 2,500円</p> <p>ウ <u>市民税課税世帯</u>のうち市民税所得割額(政令第35条第2号に規定する合算した額をいう。以下この号において同じ。)が3万3千円未満の者 10,000円</p> <p>エ ウのうち、政令に規定する高額治療継続者(以下「高額治療継続者」という。) 2,500円</p> <p>オ <u>市民税所得割額</u>が3万3千円以上16万円未満の者 18,600円</p> <p>カ <u>市民税所得割額</u>が16万円以上23万5千円未満の者 37,200円</p> <p>キ オ又はカのうち高額治療継続者 5,000円</p> <p>ク <u>市民税所得割</u>23万5千円以上の者のうち高額治療継続者 20,000円</p> |

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| <p>3 重複利用者負担総合上限事業</p> | <p>法に定める療養介護及び施設入所支援以外の障害福祉サービスの利用、自立支援医療の給付、補装具のサービス等複数の事業を利用する者（基準額の欄に掲げる者に限る。）</p> | <p>法に定める療養介護及び施設入所支援以外の障害福祉サービスの利用、自立支援医療の給付、補装具のサービス等に関する軽減措置後の月額利用者負担額を合算した額と次に掲げる利用者等の区分に応じ定める額との差額</p> <p>(1) 市民税非課税世帯のうち利用者本人の年収が80万円以下の収入区分に属する者及び重度障害者 7,500円</p> <p>(2) 市民税非課税世帯のうち(1)以外の収入区分に属する者 12,300円</p> <p>(3) 市民税課税世帯のうち市町村民税所得割額が16万円未満の者 18,600円</p> <p>(4) 市民税課税世帯のうち(3)以外の者 37,200円</p> |
| <p>4 知的障害施設入所者医療費負担緩和事業</p> | <p>(1) 法に基づく指定障害者支援施設等に入所する知的障害者の医療の給付に関し負担を要する者（八幡市福祉医療費助成事業の対象者を除く。）</p> | <p>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。）に基づく医療費負担額の3分の2に相当する額</p> |
| | <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児入所施設等に入所する知的障害児の医療の給付に関し負担を要する者（八幡市福祉医療費助成事業の対象者を除く。）の保護者</p> | <p>医療保険各法に基づく医療費負担額の3分の1に相当する額</p> |